

○ 美幌・津別広域事務組合危険物規制規則

〔平成 21 年 4 月 22 日〕
規 則 第 4 号

改正 平成28年 2 月26日規則第 2 号
令和 3 年 3 月31日規則第 2 号

令和元年 7 月 2 日規則第 5 号
令和 3 年12月22日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「政令」という。)及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(仮貯蔵又は仮取扱いの承認等)

第 2 条 消防長は、府令第 1 条の 6 に規定する危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書の提出があったときは、その場所の位置、構造又は設備等について審査し、火災予防上支障がないと認めたときは、危険物仮貯蔵仮取扱い承認書(別記様式第 1)を申請者に交付するものとする。

2 消防長は、第 1 項の申請を承認しないときは、危険物仮貯蔵仮取扱い不承認書(別記様式第 2)を申請者に交付するものとする。

3 消防長は、仮貯蔵又は仮取扱いの承認を取り消したときは、危険物仮貯蔵仮取扱い承認取消書(別記様式第 3)を申請者に交付するものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、当該承認に係る危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場所の見やすい位置に掲示板(別記様式第 4)を掲示しておかなければならない。

(製造所等の設置、変更の許可等)

第 3 条 管理者は、政令第 6 条に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。)の設置の許可の申請書又は政令第 7 条第 1 項に規定する製造所等の位置、構造又は設備の変更の許可の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、法第10条第 4 項の規定に基づき政令で定める技術上の基準に適合していると認め許可するときは、危険物製造所等設置許可書(別記様式第 5)又は危険物製造所等変更許可書(別記様式第 6)を申請者に交付するものとする。

2 管理者は、前項の申請を許可しないときは、不許可書(別記様式第 7)

を申請者に交付するものとする。

（基準の特例の認定申請等）

第4条 政令23条の規定に基づき、製造所の位置、構造及び設備の基準の特例（製造所等について政令第3章の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準を適用しないことをいう。）の認定を受けようとする者は、基準の特例認定申請書（別記様式第8）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し認定するときは、基準の特例認定通知書（別記様式第9）を申請者に交付するものとする。

3 管理者は、第1項の申請を認定しないときは、基準の特例認定申請却下通知書（別記様式第10）を申請者に交付するものとする。

（許可書等の再交付）

第5条 第3条第1項の許可書の交付を受けた者は、許可書を亡失、滅失、汚損し、又は破損した場合は、許可書タンク検査済証再交付申請書（別記様式第11）により、管理者にその再交付を申請することができる。

2 管理者は、前項の申請を認めたときは、許可書を再交付するものとする。

3 許可書の汚損又は破損したことにより第1項の申請しようとするものは、当該申請書に汚損又は破損した許可書を添付しなければならない。

4 許可書を亡失して再交付を受けた者は、亡失した許可書を発見したときは、これを速やかに管理者に提出しなければならない。

（タンク検査済証の再交付の申請）

第6条 前条の規定は、政令第8条の2第7項に定めるタンク検査済証（副を除く。）の再交付について準用する。

（仮使用の承認等）

第7条 管理者は、府令第5条の2に規定する仮使用の承認の申請書又は府令第5条の3に規定する変更の許可及び仮使用の承認の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、仮使用の承認をするときは、危険物製造所等仮使用承認書（別記様式第12）を申請者に交付するものとする。

2 管理者は、前項の申請を承認しないときは、危険物製造所等仮使用不承認書（別記様式第13）を申請者に交付するものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、当該仮使用をする場所の見やすい位置に、

仮使用承認済の掲示板（別記様式第14）を掲げなければならない。

4 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認を取り消し、危険物製造所等仮使用承認取消書（別記様式第15）により通知するものとする。

(1) 当該承認を受けた者が、承認時の火災予防措置を怠ったとき

(2) 工事の内容、方法等が変更され当該承認を受けた時の火災予防措置では支障があると認められるとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、災害が発生するおそれが生じたとき
（完成検査の結果の通知）

第8条 管理者は、法第11条第5項の規定による完成検査を行なった結果、政令第8条第3項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は第3条第1項の許可内容と異なると認めたときは、危険物製造所等完成検査不適合通知書（別記様式第16）を当該完成検査の申請をした者に交付するものとする。

（完成検査前検査の結果の通知）

第9条 管理者は、法第11条の2第1項の規定による検査を行なった結果、政令8条の2第7項の技術上の基準に適合していないと認めたときは、危険物製造所等完成検査前検査不適合通知書（別記様式第17）を当該完成検査の申請をした者に交付するものとする。

（製造所等の許可申請等の取り下げの届出）

第10条 政令第6条第1項の規定による製造所等の設置の許可の申請、政令第7条第1項の規定による製造所等の位置、構造又は設備の変更の許可の申請、府令第5条の2の規定による仮使用の承認の申請、府令第5条の3の規定による変更の許可及び仮使用の承認の申請若しくは政令第8条の2第6項の規定による完成検査前検査の申請をした者がそれぞれ当該申請を取り下げるとき、又は法第11条第1項の許可若しくは法第11条第5項ただし書の承認を受けた者が、当該許可若しくは承認を受けた事項を取りやめるときは、危険物製造所等設置（変更）許可申請等取下届出書（別記様式第18）を管理者に届出なければならない。

2 許可を受けた事項を取りやめることにより前項の届出を提出する者は、第3条の許可書（許可を受けた者が政令8条の2第7項のタンク検査済証の交付を受けている場合は、第3条の許可書及び当該タンク検査済証）を、承認を受けた事項を取りやめることにより前項の届出書を提出する者は、第7条第1項の承認証をそれぞれ当該届出書に添付しなければな

らない。

（設置者の住所、氏名等の変更届出）

第11条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）

は、設置者の住所又は氏名若しくは名称に変更があったときは、危険物製造所等設置者氏名等変更届出書（別記様式第19）を管理者に提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第12条 製造所等の所有者等は、当該製造所等において法第11条第1項後段の規定による変更の許可を必要としない軽微な変更をしようとするときは、危険物製造所等軽微な変更届出書（別記様式第20）に図面等の関係書類を添えて管理者に提出しなければならない。

（命令を発した場合における公示の方法）

第13条 府令第7条の5の管理者が定める方法は、消防本部及び消防署の掲示板に掲示する方法とする。

（製造所等の用途の廃止の届出）

第14条 府令第8条に規定する製造所等の用途廃止の届出書には、当該製造所等の完成検査済証及びタンク検査済証の交付を受けている場合は当該タンク検査済証（正・副）を届出書に添えて管理者に提出しなければならない。

（製造所等の使用の休止又は再開の届出）

第15条 製造所等の所有者等は、製造所等の使用を3箇月以上（ボイラー、バーナーその他これらに準ずる装置で危険物を消費する一般取扱所は6箇月以上）休止しようとするときは、休止する日の7日前までに危険物製造所等休止届出書（別記様式第21）を管理者に提出しなければならない。

2 製造所等の所有者等は、休止中の製造所等の使用を再開しようとするときは、再開する日の7日前までに、危険物製造所等使用再開届出書（別記様式第22）を管理者に提出しなければならない。

（危険物保安監督者の選任又は解任の届出）

第16条 府令第48条の3に規定する危険物保安監督者の選任又は解任の届出書は、管理者に提出しなければならない。この場合において、危険物保安監督者として選任する者に係る法第13条の2第1項の危険物取扱者免状の写し及び府令第48条の3の実務経験証明書を添付しなければならない。

(予防規程の認可申請)

第17条 管理者は、府令第62条第1項に規定する予防規程の認可の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該予防規程が火災の予防のため適当であると認めたときは予防規程制定変更認可書（別記様式第23）を申請者に交付するものとする。

2 管理者は、前項の申請が火災の予防のために適当でないと認めたときは予防規程不認可書（別記様式第24）を申請者に交付するものとする。

(製造所等における危険作業の届出)

第18条 製造所等の所有者等は、当該製造所等において、修理、分解、清掃その他の災害の発生するおそれのある作業を行なうときは、当該作業を開始する日の7日前までに危険物製造所等における危険作業届出書（別記様式第25）を管理者に提出しなければならない。

(製造所等における火気使用工事の届出)

第19条 製造所等において行なわれる資料の提出を要しない変更工事のうち、溶接、溶断等火花を発する器具を使用する工事を行なうときは、当該工事の7日前までに危険物製造所等における火気使用工事届出書（別記様式第26）を管理者に提出しなければならない。

(危険物流出等の事故の通報場所)

第20条 法第16条の3第2項に規定する危険物の流出その他の事故を発見した者が通報すべき場所として管理者の指定した場所は、消防本部又は消防署とする。

(災害発生の届出)

第21条 製造所等の所有者等は、当該製造所等において、火災、爆発その他の災害が発生したときは、当該災害の発生の日から3日以内に危険物製造所等災害発生届出書（別記様式第27）を管理者に提出しなければならない。

(危険物の収去)

第22条 消防職員は、法第16条の5第1項の規定により危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去しようとするときは、危険物収去書（別記様式第28）を当該危険物又は危険物であることの疑いのある物の所有者等に交付しなければならない。

(製造所等の位置の特例)

第23条 政令第9条第1項第1号ただし書の規定により管理者が定める距離（政令第9条第1項第1号イの建築物又はその他の工作物から製造所

等までの間の距離に限る。)は、高さ2メートル以上の不燃材料で造った防火上有効なへいを設けた場合に限り7メートル以上とする。

(申請書及び届出書の提出部数等)

第24条 この規定により管理者又は消防長に提出する書類(第21条の届出書を除く。)の提出部数は、それぞれ2部とし、提出先は、当該製造所等の所在地が美幌町行政区域においては消防本部へ提出し、津別町行政区域においては津別消防署に提出するものとする。

2 法、政令、府令及びこの規則により、管理者に提出する書類は、消防長を経由しなければならない。

3 管理者は、府令又はこの規則の規定により管理者に提出する届出書(第21条の届出書を除く。)を受理し支障がないと認めたときは、届出書の1部に届出済印(美幌・津別広域事務組合火災予防条例施行規則(平成21年規則第3号)様式第32号)を押印して届出者に返付するものとする。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(関連規則の廃止)

2 美幌・津別広域事務組合危険物の規制に関する規則(昭和49年規則第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に交付されている許可書、危険物検査済証、認可書等で政令基準に適合しているものは、それぞれこの規則により交付されたものとみなす。

附 則(平成28年規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第6号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

別記様式第1（第2条関係）

承認第 年 月 日 号

危険物 仮貯蔵 承認書
仮取扱

申請者
住所

氏名 様

美幌・津別広域事務組合
消防長



年 月 日付けで申請のあった危険物の 仮貯蔵 仮取扱 については、
これを承認する。

		第 年	月	号 日
危険物 仮貯蔵 不承認書 仮取扱				
申請者 住所				
氏名 様				
美幌・津別広域事務組合 消防長 印				
年 月 日付けで申請のあった危険物の 仮貯蔵 仮取扱 については、 次の理由により承認しない。				
理 由				

（美幌 三十五）

（教示）

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に美幌・津別広域事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。

2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別広域事務組合（訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は、管理者となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。）の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 年 月 日 号

危険物 仮貯蔵 承認取消書
仮取扱

申請者
住所

氏名 様

美幌・津別広域事務組合
消防長

印

年 月 日付けで申請のあった危険物の 仮貯蔵 仮取扱 については、
次の理由によりこれを取り消す。

- 1 申請対象物の設置場所
- 2 理 由

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に美幌・津別広域事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別広域事務組合（訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は、管理者となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。）の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

掲 示 板

危 険 物		仮 貯 蔵 仮 取 扱		所	
承認番号		承認第		号	
期 間		年 月 日から		年 月 日	
貯蔵又は取り扱う危険物		第 類		kg・ℓ	
責 任 者					
連 絡 先		電話番号（ ） —			

45 c m
以上

60 cm以上

（美津 三十五）

- 備考 1 地は白色とし、文字は黒色とする。
- 2 掲示板の材料は、金属板又は難燃合成樹脂板とする。

別記様式第5（第3条関係）

危険物製造所等設置許可書

製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設 置 者	住 所			
	氏 名			
設 置 場 所				
設 置 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日	設 許 第 号	
備 考				
消防法第11条第1項の規定により許可します。 申請者 住所 氏名 様 美幌・津別広域事務組合 管理者 印				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

危険物製造所等変更許可書

製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設 置 者	住 所			
	氏 名			
設 置 場 所				
変 更 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日	変 許 第 号	
備 考				
消防法第11条第1項の規定により許可します。 申請者 住所 氏名 様 美幌・津別広域事務組合 管理者 印				

（美 津
三 十 五）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 年 月 日 号

不 許 可 書

申請者
住所

氏名 様

美幌・津別広域事務組合
管理者 印

年 月 日付けで申請のあった危険物の 許可については、次の理由により消防法第10条第4項の規定に基づき政令で定める技術上の基準に適合していないので許可しない。

理 由

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に美幌・津別広域事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別広域事務組合（訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は、管理者となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求する裁決があった日。）の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

基準の特例認定申請書

年 月 日			
美幌・津別広域事務組合 管理者 様			
申請者 住 所 氏 名 電話番号			
下記の危険物製造所等に係る施設について、危険物の規制に関する政令第23条の 規定による基準の特例認定を受けたいので、関係図書を添付して申請します。 記			
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取扱所の区分	
許可年月日・番号		年 月 日	第 号
危険物の類別・品名 （ 指 定 数 量 ） 最 大 数 量		指 定 数 量 の 倍 数	
		倍	
位置、構造及び設備の 基準に係る区分		令第 条 項 号 （規則第 条 項 号）	
特例認定を受ける事項			
申請理由及び特例適用 を受けるために講じた 措置			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

（美津 三十五）

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。
1 4 6 8

第 年 月 日 号

基準の特例認定通知書

申請者
住所

氏名 様

美幌・津別広域事務組合
管理者

印

年 月 日付けで申請のあった危険物 に係
る基準の特例認定について審査した結果、基準の特例を認定するので通知します。

〈美津 三十五〉

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 号
年 月 日

基準の特例認定申請却下通知書

申請者
住所

氏名 様

美幌・津別広域事務組合
管理者 印

年 月 日付けで申請のあった危険物 に係
る基準の特例認定について審査した結果、下記の理由により基準の特例を認定しないので
通知します。

理 由

（美
津
三
十
五）

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に美幌・津別広域事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して 6 箇月以内に、美幌・津別広域事務組合（訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は、管理者となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。）の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

許 可 書

再交付申請書

タンク検査済証

年 月 日			
美幌・津別広域事務組合 管理者		様	
		申請者 住 所 氏 名 電話番号	
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
許 可 年 月 日 ・ 番 号		年 月 日	第 号
完成検査年月日・番号		年 月 日	第 号
タンク検査年月日・番号		年 月 日	第 号
再 交 付 の 別		設置許可書 ・ 変更許可書 ・ タンク検査済証	
再 交 付 申 請 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	
		再交付年月日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 再交付の別は、再交付を申請するものに○を付けること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 年 月 日 号

危険物製造所等仮使用不承認書

申請者
住所

氏名 様

美幌・津別広域事務組合
管理者 印

年 月 日付けで申請のあった製造所等（ ）の仮使用に
ついては、次の理由により承認しない。

理 由

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に美幌・津別広域事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別広域事務組合（訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は、管理者となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。）の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

掲 示 板

消防法による仮使用承認済	
製 造 所 等 の 別	
承認年月日・承認番号	年 月 日 承認第 号
承 認 行 政 庁 名	美幌・津別広域事務組合

25 cm 以上

35 cm 以上

（美 津
三 十 五）

備考 地は白色とし、文字は黒色とする。

第 年 月 日 号

危険物製造所等仮使用承認取消書

申請者
住所

氏名 様

美幌・津別広域事務組合
管理者 印

年 月 日 承認第 号による仮使用については、次の理由により
これを取り消す。

理 由

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に美幌・津別広域事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別広域事務組合（訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は、管理者となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。）の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 年 月 日 号

危険物製造所等完成検査不適合通知書

申請者
住所

氏名 様

美幌・津別広域事務組合
管理者

印

年 月 日付けで申請のあった危険物の完成検査を行なった結果、次の理由により危険物の規制に関する政令第 8 条第 3 項の技術上の基準に適合していないため完成検査済証を交付しない。

理 由

（美
津
三
十
五）

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に美幌・津別広域事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して 6 箇月以内に、美幌・津別広域事務組合（訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は、管理者となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。）の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 年 月 日 号

危険物製造所等完成検査前検査不適合通知書

申請者
住所

氏名 様

美幌・津別広域事務組合
管理者

印

年 月 日付けで申請のあった完成検査前検査（基礎・地盤、溶接部、タンク）を行なった結果、次の理由により危険物の規制に関する政令第 8 条の 2 第 7 項の技術上の基準に適合していないと認められるので通知します。

理 由

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に美幌・津別広域事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して 6 箇月以内に、美幌・津別広域事務組合（訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は、管理者となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。）の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

危険物製造所等設置（変更）許可申請等取下届出書

年 月 日			
美幌・津別広域事務組合 管理者 様			
届出者 住 所 氏 名 電話番号			
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
取 り 下 げ の 別		設置 ・ 変更 ・ 仮使用 ・ 完成検査前検査	
許 可 年 月 日 ・ 番 号		年 月 日	第 号
仮使用承認年月日・番号		年 月 日	第 号
完成検査前検査年月日・番号		年 月 日	第 号
受 付 年 月 日 ・ 番 号		年 月 日	第 号
取 り 下 げ の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 取り下げの別は、取り下げる申請について○を付すこと。
4 ※印の欄は、記入しないこと。

危険物製造所等設置者氏名等変更届出書

年 月 日			
美幌・津別広域事務組合 管理者		様	
		届出者 住 所 氏 名 電話番号	
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設置許可年月日・番号		年 月 日	第 号
完成検査年月日・番号		年 月 日	第 号
変 更 内 容	変 更 前	住 所	
		名 称	
		氏 名	
	変 更 後	住 所	
		名 称	
		氏 名	
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

危険物製造所等軽微な変更届出書

美幌・津別広域事務組合 管理者			年 月 日		
様			届出者 住 所		
			氏 名		
			電話番号		
設 置 者	住 所				
	氏 名				
設 置 場 所					
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分		
許 可 年 月 日 ・ 番 号		年 月 日 第 号			
危 険 物 の 類 別 ・ 品 名 (指 定 数 量) 最 大 数 量		指定数量の倍数			
		倍			
変 更 の 概 要					
完 了 予 定 年 月 日		年 月 日			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			

（美津 三十五）

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

年 月 日

美幌・津別広域事務組合
管理者様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

設 置 者	住 所			
	氏 名			
設 置 場 所				
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取扱所の区分	
許 可 年 月 日 ・ 番 号		年 月 日 第 号		
危 険 物 の 類 別 ・ 品 名 (指 定 数 量) 最 大 数 量		指定数量の倍数		
		倍		
休 止 す る 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
休 止 す る 理 由				
残存する危険物の処置方法				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

2 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

危険物製造所等使用再開届出書

年 月 日			
美幌・津別広域事務組合 管理者		様	
		届出者 住 所 氏 名 電話番号	
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取扱所の区分	
許 可 年 月 日 ・ 番 号		年 月 日 第 号	
危険物の類別・品名 (指 定 数 量) 最 大 数 量		指定数量の倍数	
		倍	
再 開 年 月 日		年 月 日	
再 開 す る 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

〈美津 三十五〉

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

第 年 月 号 日

制 定
予 防 規 程 認 可 書
変 更

申請者
住所

氏名 様

美幌・津別広域事務組合
管理者



年 月 日付けで申請のあった予防規程は、消防法第 14 条の 2 第 1 項
の規定により認可する。

記

- 1 設置場所
- 2 製造所等の別
- 3 貯蔵所又は取扱所の区分

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 年 月 日 号

予 防 規 程 不 認 可 書

申請者
住所

氏名 様

美幌・津別広域事務組合
管理者 印

年 月 日付けで申請のあった の予防規程
については、消防法第 14 条の 2 第 2 項の規定により認可しない。

理 由

美
津
三
十
五

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に美幌・津別広域事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して 6 箇月以内に、美幌・津別広域事務組合（訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は、管理者となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。）の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

美幌・津別広域事務組合 管理者		様		年	月	日
		届出者 住 所				
		氏 名				
		電話番号				
設 置 者	住 所					
	氏 名					
設 置 場 所						
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取扱所の区分			
設置許可年月日及び 許 可 番 号		年 月 日 第 号				
危 険 物 の 種 類、 品 名 、 数 量						
作 業 の 目 的						
作 業 時 間		年 月 日 時から 年 月 日 時まで				
作 業 の 方 法						
危 険 物 除 去 方 法 貯蔵（移転）場所						
火 気 取 扱 状 況						
危険物保安監督者 危険物取扱責任者				作業会社名 実施責任者		
災 害 防 止 そ の 他 必 要 な 事 項						
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄				

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

危険物製造所等における火気使用工事届出書

美幌・津別広域事務組合 管理者		様		年 月 日	
		届出者 住 所			
		氏 名			
		電話番号			
設 置 者	住 所				
	氏 名				
設 置 場 所					
設置許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号			
工事の場所、工事の内容及び火気使用器具等					
火災予防上の措置					
着 工 予 定 期 日			完了予定期日		
その他必要な事項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

〈美津 三十五〉

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 工事の場所、工事の内容及び火気使用器具等の欄並びに火災予防上の措置の欄は、各製造所等毎に整理して記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

美幌・津別広域事務組合 管理者様				年 月 日	
届出者 住 所					
氏 名					
電話番号					
発 生 日 時		年 月 日		時 分頃	
発 生 場 所					
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取扱所の区分			
設置許可年月日 及 び 番 号		年 月 日		第 号	
完成検査年月日 及 び 番 号		年 月 日		第 号	
施 設 の 所 在 地					
災 害 発 生 の 経 過					
処 置 の 状 況					
被 害 の 状 況					
死 傷 者					
危 険 物 取 扱 者	住 所				
	氏 名	(年 月 日生 歳)			
	免状の種類・番号				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			

2 ※印の欄は、記入しないこと。

危 険 物 収 去 書

物	品	
数	量	
上記の物品は、火災の防止のため必要があるので消防法第 16 条の 5 第 1 項の規定に基づき収去します。		
年	月	日
被収去者		
住 所		
氏 名	様	
	所 属	
	職・氏名	⑩

美津 三十五

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。